

いじめ防止基本方針

平成 27 年 4 月 1 日

初芝富田林中学校・高等学校

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという観点に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「一人ひとりの未来へと繋がる夢を実現する」を教育目標としており、育てたい人物像に、「心をこめて、真心を持って人や物事に接することができる、多様な個性を尊重し、相手の立場に立って行動できる若者」がある。その実現のために人権教育にも重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

いじめ防止対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導部長、人権教育主担、各学年主任、担任、養護教諭
クラブ指導教諭

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

初芝富田林中学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	宿泊オリエンテーション (仲間作り・コミュニケーション能力の育成) 人権アンケート(いじめ問題について)	「職業調べ」のHR活動を通して人権について考える	人権学習(情報モラルについて学ぶ)	第1回いじめ対策委員会(年間計画の確認、) 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 「カウンセリングルームのお知らせ」「カウンセリングだより」配布
5月	人権学習(情報モラルについて学ぶ)「ケイタイ社会の落とし穴」	人権学習(情報モラルについて学ぶ)		保護者回総会・学級懇談会
6月	体育大会 成績懇談週間	体育大会 成績懇談週間	体育大会 成績懇談週間	
7月	人権学習(情報モラルについて学ぶ)「ネットいじめに向き合うために」 三者懇談	人権学習(多民族共生について学ぶ) 三者懇談	人権学習(「聴覚障害」と「手話」について学ぼう) 三者懇談	教職員人権研修(講演) 第2回 いじめ対策委員会(状況報告/検証)
8月	(家庭での様子の把握)	(家庭での様子の把握)	(家庭での様子の把握)	

9月	文化祭	文化祭	文化祭	職員生徒指導研修 第3回 いじめ対策委員会（状況報告/検証）
10月	人権学習（情報モラルについて学ぶ）「ケイタイと正しくつきあうために」	人権学習（多民族共生について学ぶ）	人権学習（聴覚障がいと手話について学ぶ）	
	校外学習 成績懇談週間	校外学習 成績懇談週間	成績懇談週間 人権学習「海の向こうのバリアフリー」 海外研修	
11月 12月				
1月 2月 3月	人権学習（職業差別の問題や命について学ぶ「いのちをいただく」を読み聞かせ）	人権学習（障がい者差別について学ぶ）	人権学習（車いす体験・老人介護体験）	教職員人権研修 第4回 いじめ対策委員会（状況報告/検証）

初芝富田林高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	宿泊オリエンテーション（仲間作り・コミュニケーション能力の育成） 人権アンケート（いじめ問題について）	人権学習（情報モラルについて学ぶ）	人権学習（労働問題について弁護士の先生から学ぶ）	第1回いじめ対策委員会（年間計画の確認、） 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 「カウンセリングルームのお知らせ」「カウンセリングだより」配布
5月 6月	体育大会 人権学習（自尊心をはぐくむために「自分への手紙を書こう」）	体育大会 人権学習（東日本大震災・原発・人権について考える）	体育大会	
7月	成績懇談週間 三者懇談（家庭での様子の把握） 生徒指導アンケート	成績懇談週間 三者懇談（家庭での様子の把握） 生徒指導アンケート	成績懇談週間 三者懇談（家庭での様子の把握）	教職員人権研修 第2回 いじめ対策委員会（状況報告/検証）

9月	文化祭	修学旅行 文化祭	文化祭	職員生徒指導研修 第3回 いじめ対策委員会（状況報告/検証）
10月	人権学習（「コミュニケーションについて」学ぶ講演会）		人権学習（「人権を守る・私にできること」は何かを考える）	
11月	成績懇談週間	成績懇談週間	成績懇談週間	
12月	生徒指導アンケート	生徒指導アンケート	生徒指導アンケート	
1月 2月 3月	人権学習（平和について考える）	人権学習（人種差別問題について考える「タイトンを忘れない」）		教職員人権研修（活動報告） 第4回 いじめ対策委員会（状況報告/検証）

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

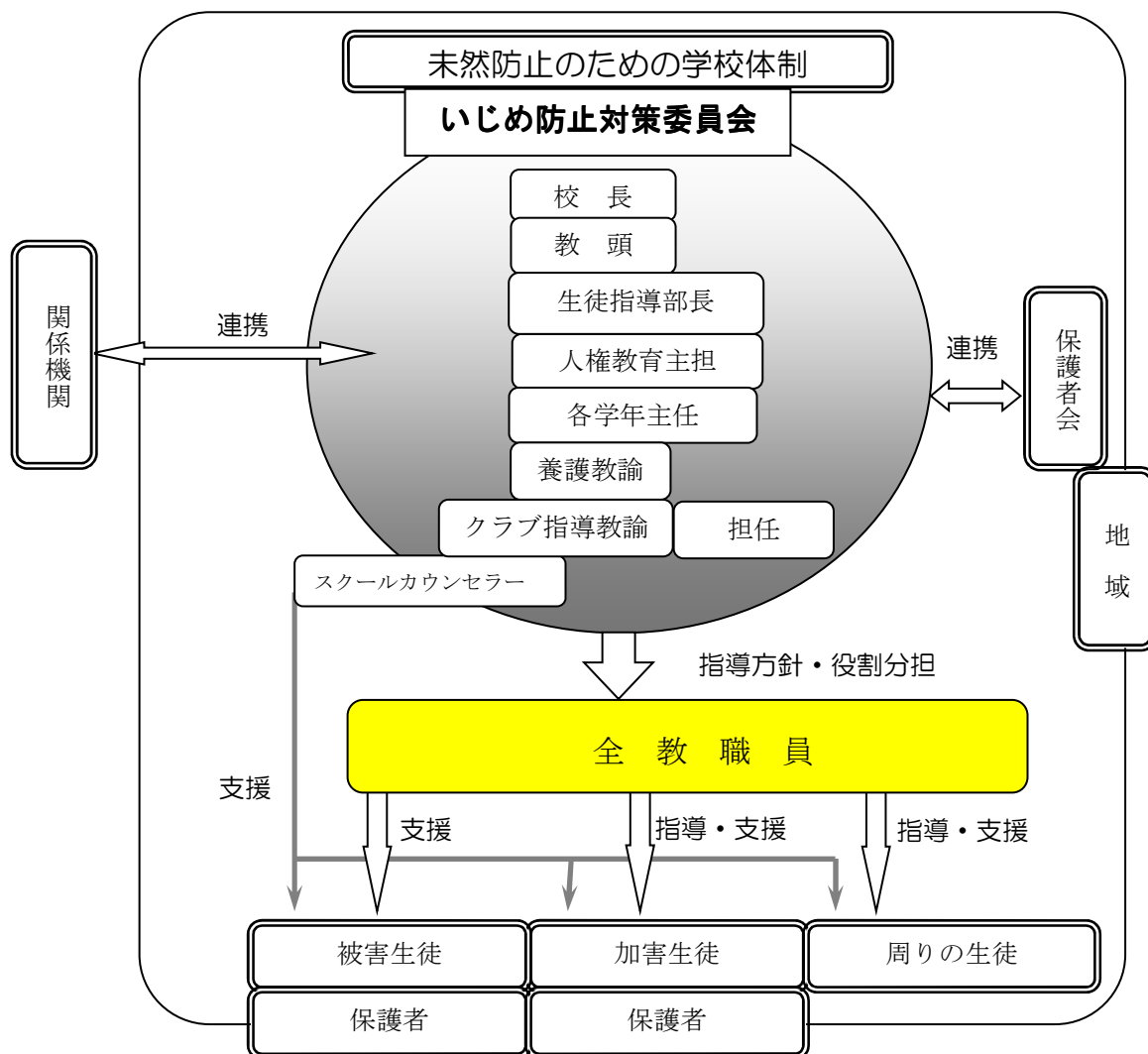
いじめ防止対策委員会は、各学期の終わりに年3回、（検討会議を）開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体に人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては、学校長を中心にいじめの様態や特質、原因、背景、具体的な留意点などについて職員会議や校内研修の場で取り上げ、未然に防止できるように取り組む。生徒に対しては、「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通ずる人間関係を構築する能力の素地を養う。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために全教職員は、道徳の時間、総合の時間は基より、休み時間や昼休み、放課後の時間でも生徒の様子に目を配り、「どうかな」と思えば迷うことなく個人面談や情報収集を行う。雑談を交えながら、親近感をもって生徒と接する。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、その背景にあるストレス等の要因に着目し、ストレスに適切に対処できる力を育む。そのために、
- ① 分かりやすい授業づくりを進める。(教材研究に努め、授業改善に取り組む。)
 - ② 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進める。(様々な学校行事を組み、生徒の個性を生かせる場を増やす年間行事を組む。)
 - ③ いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払う。(学年や教科で意思の統一を図り、お互いに確認できる場を作る。)
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、授業はもちろんのこと、様々な学校行事やクラブ活動を通じて、生徒が他者と関わる機会を増やし、それぞれの個性を生かせる環境を作る。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、ホームルーム活動、道徳の時間、総合的な学習の時間を通して他者の痛みや感情を共感的に受容するための感受性を育む。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを一人で抱え込まずに全て学年で共有し、学年主任はいじめ防止対策委員会に報告・相談する。集められた情報は、個々の生徒ごとに記録し、複数の教員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的な教育相談として、個人懇談週間を設けて、生徒たちが気軽に相談できる体制を整えておく。そして、本人からの訴えを容易にするような人間関係を普段から保つように心掛ける。日常の観察として、生徒たちの些細な言動や表情から、その裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるように感性を高める。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るために、保護者が気づいたとき、即座に連絡を取りあうことができる信頼関係を築いておく。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制をつくる。日頃から生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子を保護者に連絡し、保護者との信頼関係を築く。また、校内においても養護教諭、スクールカウンセラー等の専門家を配置し、活用を図る。
- (4) 学校ホームページや保護者宛学年メールにより、相談体制を広く周知する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、生徒のプライバシーの保護に十分配慮をし、個人情報を共有する場合は慎重に取り扱うようにする。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ防止対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが重大事態と認知された場合、管理職が学園本部に報告し、相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、直接会って、丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の痛みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

以上